

日本国政府及びアメリカ合衆国政府による
板ガラスに関する措置に関する往復書簡
(和文仮訳)

(日本側書簡)

親愛なるカンター大使

私は、「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」(以下「枠組み」という。)の下での「既存のアレンジメント及び措置の実施」の分野において行われた。日本の板ガラス分野に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の一連の措置について言及することを光栄に思います。

上述の協議の結果、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、それぞれ、別添の文書「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による板ガラスに関する措置」(以下「措置」という。)に記載された措置を実施することを決定しました。

日本国政府は、措置は最恵国待遇に基づいて実施されるという原則を含め、枠組みの諸原則を再確認します。

日本国政府としては、この書簡及び別添の措置並びに貴使の確認の返簡がともに、両政府が、それぞれ、この書簡の日付の日から 1999 年末まで実施し、その時点で継続する必要があるか否かを決定する、それぞれの措置についての共通の見解を反映するものであると考えます。

敬具

栗山 尚一
日本国大使

日本国政府及びアメリカ合衆国政府による板ガラスに関する措置

I. 目標及び一般政策

- (1) 日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組み(以下、「枠組み」という。)は、市場開放及びマクロ経済分野での措置を通じて競争力のある外国の製品及びサービスのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際的競争力を増進させるとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、構造及び分野別問題を取扱うことを目標としている。
- (2) 日本の板ガラス分野に関し、この目標を達成するため、日本国政府及びアメリカ合衆国政府(以下、「米国政府」という。)は、日本へ板ガラスを輸出する努力を行っている競争力のある外国の板ガラス製造業者に対して、資本関係にかかわらず、市場アクセスを相当程度増大させることの必要性を認識し、それぞれ、この文書、「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による板ガラスに関する措置」(以下、「本措置」という。)に記載された措置をとることを決定した。

II. 日本国政府による措置

(1) 輸入促進措置

日本国政府は外国板ガラスの更なる市場アクセスの改善のために、以下を含めた措置をとる。

- a. 日本において貿易イベントを開催し、又は展示会に参加する外国の板ガラス製造業者に対して妥当な支援を与え、又はそうした支援が与えられることを促進すること。
- b. 流通業者¹による、外国製造業者の能力についての認識の向上とビジネス関係の拡大を目的とした外国製造業者への貿易ミッションを適時促進すること。
- c. 輸入促進基盤強化融資制度の拡充につき国会の承認が得られることを条件に、日本における外国板ガラスの流通又はカッティング施設に関する建設又は投資に対し、日本開発銀行による低利融資の利用可能性を拡大すること。
- d. 外国の板ガラス製造業者と日本の建設業者、設計事務所、流通業者、工事業者及び組立業者との間のコンタクトを促進するとともに、外国の板ガラス製造業者と日本の流通業者、工事業者及び組立業者との間のビジネス関係の拡大を促進すること。
- e. 日本のガラス製造業者、流通業者、工事業者及び組立業者に対して、本措置及びその目的を説明するために、セミナーを企画し開催すること、又はこれと同等若しくはこれ以

¹ 「流通業者」とは、特約店と呼ばれる卸売業者や工事業者として機能する卸売業者も含めた卸売業者を意味する。

上の効果を持つ他の適切な措置をとること。

(2) 復層ガラス・安全ガラスに関する措置

- a. 日本国政府は、住宅及び商業建築物における安全ガラス窓及び複層ガラス窓並びに他の省エネルギー窓の使用を日本において積極的に推進する。これは、次の措置及び日本国政府が適当と認めるその他の措置を通じて行うことを含むが、「建築基準法」又は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正は含まない。
 - i. 日本国政府は、日本の各地域における見直しの必要性、更に適切な場合には、改正の必要性を考慮に入れて、複層ガラスの使用の増加を促進するような方法で、住宅についての省エネルギー基準を改正する。現在、建設省は、現行の基準の適切な改正を検討中である。新しい基準は、実際内外無差別なものとして立案され、また、建設省は、ガラス製造業者団体を含む外国及び国内の関心を有する関係者が表明した基準に関する意見を受理し、妥当と認められる場合には、当該意見を考慮に入れる。
 - ii. エネルギー節約の誘因として、日本国政府は、住宅金融公庫を通じて、複層窓を含む断熱建材の使用についての一定の基準に適合する日本全国の住宅所有者に割増低利融資を提供する。
 - iii. 日本国政府は、日本開発銀行を含む政府系金融機関を通じて、商業建築物において複層ガラスを使用する日本の関係者に低利融資を提供する。
 - iv. 日本国政府は、機能ガラス普及推進協議会の、情報提供資料の準備、セミナーの開催及びその他の活動を通じた、複層ガラス・安全ガラスの使用を促進するとの努力を歓迎する。日本国政府は、同協議会のこうした活動を促進し、支援し、また、同協議会が複層ガラス・安全ガラスの使用を促進するための活動を増強することを期待する。
- b. 日本国政府は、複層ガラスの省エネルギー効果及びその他の効果を検討するため、合理的な期間内において、複層ガラスを使用するモデル事業を採用し、実施する。モデル事業は、次の二つの要件を満たす事業から選択される。
 - i. モデル事業は、中央政府の本省庁庁舎の新築事業、中央政府の地方合同庁舎の新築事業、国立大字新築事業、国立病院新築事業又は郵便局新築事業であること。但し、前記後段の三つの事業は、国土の約50%を占める寒冷地域におけるものとする²。
 - ii. モデル事業は、中央政府により発注される、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(以下「公共事業行動計画」という。)の対象事業(一般競争入札

² 特定のモデル事業は、寒冷地域向けに計画されることとなるが、これは、複層ガラスが寒冷地域においてのみ有効であることを意味するものではない。

方式が採用され、かつ 4,500,000SDR 以上の事業) であること。

発注者は、これらのモデル事業において、入札者に対して外国板ガラスを取り扱う競争力のある多くの供給者から積極的かつ公正に価格情報を収集するよう要請するか、入札者が下請業者に対してこのように価格情報を収集するよう求めることを要請する。また、発注者は、入札者がモデル事業において費用見積もりを決定する際にその価格情報を考慮に入れた供給者の数を報告するよう要請する。

(3) 民間工事に関する措置

- a. 日本国政府は、大規模な建設事業を含む建設事業用のガラス調達において、競争の増大を促進することが日本国政府の方針であることを確認する。また、日本国政府は、建設事業用のガラスは、内外無差別の技術上及び性能上の仕様並びに競争的な商業上の条件に基づいて調達されることを歓迎する。したがって、
 - i. 日本国政府は、各々の主要なガラス工事業者及び主要な設計事務所が、ガラス供給者が営業活動を行うことができる照会窓口を設置することを歓迎する。また、日本国政府は、このような見解をこれらのガラス工事業者及び設計事務所に通知するための適切な措置を講ずる。
 - ii. 日本国政府は、ガラス工事業者及び設計事務所が、競争力のある外国板ガラスの使用について、公正、内外無差別で、真剣な考慮を払うことを歓迎する。また、日本国政府は、このような見解をこれらのガラス工事業者及び設計事務所に通知するための適切な措置を講ずる。
- b. 日本国政府は、主要な総合建設業者及び主要な専門工事業者による板ガラスを含む建設資材の輸入を奨励するとの観点から、毎年一回輸入促進会議を開催する。

(4) 政府資金の補助を受ける工事に関する措置

- a. 公共事業行動計画に掲載されている政府及び政府関係機関(以下、「機関」という。)で独自の建築設計部局を有するものは、外国の板ガラス製造業者を含む板ガラス製造業者がその製品を説明することができる照会窓口を当該部局に設置する。
- b. 各機関は、公共事業行動計画の対象となる各々の建設工事の調達において、板ガラスを含めた必要な主要建設資材に関する記述を発注公告に含める。各機関は、公共事業行動計画に沿って、落札者決定後可能な限り速やかに、落札した総合建設業者の名称を公表する。
- c. 公共事業行動計画の対象となる建設工事の調達(政府関係機関による調達を除く。)³

³ 上記の入札説明書についての要求の対象とはなっていないものの、政府関係機関の公共事業行動計画の対象となる事業においては、落札者及びその下請業者は、内外無差別の原則に基づいて調達することが期待

の各々の入札説明書には、落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを機関が期待することが明示的に記述される。

(5) 供給源の多様化に関する措置

- a. 日本国政府は、日本の主要な大手板ガラス流通業者が、流通業者の団体（全国板硝子卸商業組合連合会）を通じて、板ガラスの開放的、競争的、かつ、無差別な調達又は使用という原則に基づき板ガラスの供給源を広げる意向を公けに表明する声明を発出したことを歓迎する。この声明は各流通業者の以下の意向を明らかにするものである。
 - i. 無差別原則に基づいて追加的な外国及び国内の製造業者を含むように供給基盤を拡大する。
 - ii. 資本関係にかかわらず、競争的な申出をする外国及び国内の供給者との追加的な関係を構築する。
 - iii. 伝統的供給者以外の供給者を含め、伝統的供給者よりも良い条件を提示する競争的供給者からのガラスの購入または使用を増大する。
 - iv. 外国及び国内の製造業者に利用可能な照会窓口の設置、潜在的供給者との会合の開催等より良い条件を提示する競争的供給者からの購入を増大させるための具体的措置を設ける。
 - v. セミナーへの参加や機能ガラス普及推進協議会の活動等を通じて、安全及び複層ガラスの使用の増大を促進する。
- b. 日本国政府は a. に記された声明に関する事項につき流通業者と話し合い、また、d. に記された声明に関する事項につき製造業者と話し合う意思を有する。
- c. 日本国政府は、毎年、関心を有する外国政府の要請に応じ、日本国政府に提供された公けの声明の写しをとりまとめ、利用可能にする。
- d. 日本国政府はまた、日本の板ガラス製造業者 3 社それぞれが、（上記の）流通業者によって発表された、板ガラスの開放的、競争的、かつ、無差別な調達又は使用という原則に基づいて板ガラスの供給基盤を拡大するとの意向を認識する旨の声明を公表したことを歓迎する。
各製造業者の声明は：
 - i. 流通業者が、外国の板ガラス製造業者を含め、資本関係にかかわらず、いかなる供

される。

給業者から購入することも自由であることを再確認する。

- ii. 取引後の累進的リベートは使用されていないこと、及び、価格は販売時に定められることを再確認する。
- iii. 流通業者はその供給源を多様化することができることを認識する。
- iv. 流通業者が競争的な外国及び国内の供給者との追加的な関係を求めることは適切であることを認識する。

(6) 競争政策に関する措置

- a. 日本国政府は、1993年6月、公正取引委員会が板ガラス産業に関する実態調査の結果を公表したことを認識する。同報告書においては、その他の指摘とともに、日本の板ガラス市場は高度に寡占的である中で、各製造業者が並行的に事実上の専売店を中心とした販売体制を採っており、このことが他の製造業者が同市場に参入することを困難にしている要因の一つとなっているとともに、製造業者間の寡占的な協調行動を容易にしている側面があると考えられる旨指摘されている。
同報告書は、流通業者によって挙げられた、輸入品を取り扱わない様々な理由の中で、既存の製造業者との取引関係に影響するという点を挙げた流通業者が少数ながらあったことに触れている。
公正取引委員会は、上記調査の結果、独占禁止法違反行為は見出さなかったが、競争政策の観点から日本の製造業者が取り組むべきいくつかの慣行を指摘した。公正取引委員会はこうした慣行に取り組む関係事業者の努力を認識し、これらの事業者によるこうした慣行に対する取り組みが引き銚き行われるよう見守る。
- b. 日本国政府は、板ガラス分野を含む全ての産業における反競争的慣行を防止及び排除するとのコミットメントを確認する。
- c. 公正取引委員会は、板ガラス分野を含む全ての産業において、適当な場合には市場構造その他の要因を考慮した上で、独占禁止法の全ての関連する章で規定されている、同法に基づき排除又は対処され得る事柄について、同法を効果的に執行し、厳正に適用するとのコミットメントを確認する。
- d. 外国の板ガラス供給業者を含む何人も、独占禁止法に違反すると思われる事案について公正取引委員会に報告することができる。公正取引委員会は、こうした報告を迅速に検討し、情報の内容と信憑性に応じて、こうした違反すると思われる事案に取り組むための適切な措置を採る。
- e. 独占禁止法第28条に基づき、公正取引委員会は独立してその職権を行使する。

III. 米国政府による措置

- (1) 米国政府は米国の板ガラス製造業者の以下の努力を勧奨する。
 - a. 日本の製造業者に要求されるものと異なる限り、日本での販売を増加させるため、日本のユーザーおよび流通業者の要求に応える。
 - b. 日本での販売活動を行う際に日本のビジネス環境を理解する。
 - c. 日本の板ガラス・ユーザー、代理店及び流通業者とのビジネス関係を発展させる。
- (2) 米国政府は、日本の板ガラス・ユーザー、代理店及び流通業者が外国の板ガラス製品に親しむよう、適切な促進活動に従事すると米国の板ガラス製造業者の努力を歓迎する。
- (3) 米国政府は、日本国政府によってとられた措置を利用すると米国の板ガラス供給者の努力を支援する。
- (4) 米国政府は、適当な場合には、日本国政府によって与えられる助言に基づき、日本市場の現状に関する情報を米国の板ガラス供給者に提供する。
- (5) 米国政府は、適当な場合には、米国の板ガラス供給者から客観的情報を収集し、それを日本国政府に伝達する。
- (6) 米国政府は、毎年、日本において、板ガラスを含む貿易ショーを開催する。

IV. 本措置の実施の評価

- (1) データの収集
 - a. 日本国政府は以下の情報を毎年一回提供する。
 - i. 日本における板ガラスの販売（量及び額）
 - ii. 日本への板ガラスの輸入の輸出国毎の集計（量及び額）
 - iii. 日本における複層ガラス及び安全ガラスの販売（量及び額）
 - iv. 自発的に「照会窓口」⁴を設置した総合建設業者によって調達された建築用の外国及び国内板ガラスの総額

⁴ 「照会窓口」とは、1994年1月19日の栗山大使発ブラウン長官宛書簡の別添に記載された照会窓口を意味する。

- b. 日本国政府は、毎年一回、流通業者と工事業者について別個に以下のデータを収集するため、任意の回答により、流通業者の調査及び工事業者の調査を行う。日本国政府は、調査結果を集計し提供する。
- i. 別添 1 に示されるように、取り扱われ又は使用される総量及び総額に占める輸入板ガラスの割合の段階別に表された、輸入板ガラスを取扱い又は使用する流通業者及び工事業者の数
 - ii. 調達され又は使用された輸入板ガラスの比率（量及び額による）流通業者又は工事業者の伝統的供給者以外の製造業者から直接又は間接に入荷する板ガラスの比率
 - iii. 外国及び国内の製造業者の間の、価格、納期、梱包方法、不良率、配送単位、品揃え、決済条件、アフターサービス、板ガラスについての技術的サービス及び売り込みの回数及び質における具体的相違の頻度及び程度
 - iv. 工事業者の場合には、それぞれの工事業者が外国板ガラスを取り扱った若しくは使用した、又は取り扱わなかった若しくは使用しなかった理由（1994年6月に報告された建設省の調査の中で収集されたデータと同様のもの）
 - v. 外国及び国内の供給者からの購入額及び購入量
- c. 日本国政府は、毎年一回、日本のガラス製造業者が日本に輸入した板ガラスの量及び額のデータを主要地域毎（すなわち、北米、北アジア、東アジア及び南アジア）に集計して収集するため、日本のガラス製造業者の調査を行う。日本国政府は、調査結果を集計し提供する。
- d. 上記の調査を開始する前に、意見招請のため、日本国政府は調査の案を関心を有する外国政府に提供する。
- e. 日本国政府は、外国企業が所有又は経営する⁵、日本でビジネスを行う板ガラス供給者（「回答者」）に対してアンケート調査を行う。任意の回答による当該調査は、毎年一回実施し、各回答者の以下のデータを収集する。
- i. 日本における板ガラスの販売（量及び額）
 - ii. 日本における複層及び安全ガラスの販売（量及び額）
 - iii. 販売員の数及び販売員一人当たり販売額

⁵ 「外国企業が所有又は経営する」という用語の意味は、日本の関連法令の適用によって決定される。

- iv. 日本語の製品カタログの利用可能性を含め、販売活動の状況
- v. 倉庫及び加工施設の数及び能力
- vi. 民有の又は潜在的な新規の顧客に対する売り込みの電話及び訪問の回数、並びに販売員一人当たりの売り込みの電話及び訪問の回数
- vii. 「公共事業行動計画」の対象となっている建設プロジェクトで使用された外国板ガラスの販売量、及びそのうち「照会窓口」を持つ総合建設業者が落札したプロジェクトでの使用量、並びに 4,500,000SDR の基準額以上であり、「公共事業行動計画」の対象となっていない建設プロジェクトで使用された外国板ガラスの販売量。

回答者への質問の発送の少なくとも 30 日前に、日本国政府は、意見招請のため、関心を有する外国政府に対し質問を提供する。日本国政府は質問に関してそれらの外国政府と密接に協議し、それらの外国政府の意見を注意深く検討する。日本国政府は外国供給者による質問への回答を積極的に促し、適切な手段により他の団体が外国供給者の回答を促すよう求める。
- f. 日本国政府は、各データ収集の調査に関し、速やかに調査結果を集計し、関心を有するそれぞれの外国政府に集計結果を提供する。外国供給者に対する調査においては、日本国政府は関心を有する外国政府に、前年のデータとの比較が可能となるよう必要な情報を提供する。しかしながら、日本国政府は、調査の回答に関し、未だ公表されていない、特定の企業に関する情報は、国家公務員法でいうところの「秘密」に該当すると思われるため、開示しない（但し、日本国政府は、特定の情報が同法にいう「秘密」に該当するか否かは、最終的には日本の裁判所が決定するものであると認識する。）

(2) 客観的基準

本措置の実施状況の評価及び達成された進展の評価は、以下の定性的及び定量的基準の総合的な検討に基づいて行われる。これらの定性的及び定量的基準は一体として考慮され、いずれの一つの基準も措置の評価又は達成された進展の評価において決定的なものではない。これらの基準は数値目標を構成するものではなく、むしろ枠組みの目標及び本措置の目標に向けて達成された進展を評価するために使用される。

- a. 定性的基準
 - i. 措置に記されている、製造業者、設計事務所、流通業者及び工事業者の行動を円滑にし又は促進する日本国政府の努力
 - ii. 措置に記されている、米国の板ガラス供給者の行動を円滑にし又は促進する米国政府の努力
 - iii. 資本関係に基づくいかなる差別もない、日本の流通業者の、競争力のある新規の供給者を含む供給源の多様化

- iv. 相対的競争力を増大し、また本措置の結果創出される市場機会を活用する、外国の供給者の努力
 - v. 倉庫及び加工施設の数と能力の妥当性
 - vi. 「照会窓口」を有する総合建設業者が落札した「公共事業行動計画」の対象建設プロジェクトに対し、外国の板ガラス供給者が板ガラスを供給する機会の変化
 - vii. 日本国政府による複層及び安全ガラスの使用の積極的な促進
 - viii. 市場アクセスに影響を与えるような問題が仮に存在するとすれば、そのような問題の除去をもたらすような日本における市場の特徴及び取引慣行の変化
 - ix. 為替レートを含む市場環境
 - x. 本措置に含まれている他の全ての措置の実施状況
- b. 定量的基準

本措置の目標に向けて、

- i. 名目的な取扱い又は使用は競争的売込みに基づいた供給源の多様化を表すものではないことを認識しつつ⁶、供給者の資本関係にかかわらず、日本の流通業者及び工事業者が、輸入板ガラスを取扱い又は使用する程度の変化
- ii. 日本における外国板ガラスの販売及び市場占有率の変化
- iii. 日本における複層及び安全ガラスの販売（量及び額）の変化
- iv. 日本における外国製造業者の売込みの電話及び訪問の回数の変化及び変化率
- v. 販売員数の変化及び変化率

V. 協議

日本国政府及び米国政府は、毎年及びいずれかの政府の要請に基づき随時、本措置の実施状況を検討し、必要に応じ、板ガラス分野に関するその他の問題につき討議するために会合を開催する。この協議は、1999年の末まで行われ、その時点で、両国政府は、協議を継続する必要があるか否かを決定する。

⁶ このような供給源の多様化は商業上の考慮に照らして徐々に起こると認識される。

別添 1

輸入板ガラス /

総取扱量又は総使用量

業者数

	合計	ランク*毎の合計	上位 50 社	上位 51 から 100 社
1%未満	X		X	X
1%から 5%	X		X	X
5%から 10%	X		X	X
10%から 20%	X		X	X
20%以上	X		X	X

* ランクは、アンケート調査への回答によって報告される各業者毎のガラスの総価額又は総使用量に基づく。

(米側書簡)

親愛なる栗山大使、

私は、本日付けの貴使の書簡及びこれに別添された「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による板ガラスに関する措置」(以下「措置」という。)を受領することを喜ばしく思います。

私は、貴使の書簡及び別添の措置において表明された見解が、我が国政府によって共有されるものであること、また、貴使の書簡及び別添の措置並びにこの返簡がともに、両政府が、それぞれ、この書簡の日付の日から 1999 年末まで実施し、その時点で継続する必要があるか否かを決定する、それぞれの措置についての共通の見解を反映するものであることを確認したいと思います。

敬具

マイケル・カンター
アメリカ合衆国通商代表